

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

## 告 示

- 宮城県議会定例会の招集 (財政課) 一
- 家畜伝染病の発生 (家畜防疫対策室) 一
- 県営土地改良事業の換地計画に関する地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地としての指定 (農村整備課) 一
- 県営土地改良事業の換地処分 (同) 五
- 都市計画の変更 (都市計画課) 五
- 東北歴史博物館の図録の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託 (教育庁文化財課) 五
- 公 告
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (精神保健推進室) 五
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (道路課) 六
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (道路課) 六

## 告 示

- 宮城県告示第五百八十九号  
令和六年九月十八日、宮城県議会定例会を仙台市に招集する。  
令和六年九月十日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 宮城県告示第五百九十号  
家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家

畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和六年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨーネ病

二 畜種

牛(黒毛和種)

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 七頭

四 発生場所又は区域

登米市

五 発生年月日

令和六年八月二十八日

六 患畜の取扱い

法令殺

○宮城県告示第五百九十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三條の二の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業鹿角沼地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地を、地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地として指定した。

令和六年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 地積を特に減じて換地を定める土地

| 市町村名 | 大字   | 字    | 地番  | 地目 | 用途 | 地積 m <sup>2</sup> | 特に減ずる地積 m <sup>2</sup> |
|------|------|------|-----|----|----|-------------------|------------------------|
| 大崎市  | 田尻大貫 | 四島東  | 一三〇 | 田  | 田  | 一、〇三九             | 七                      |
| 同    | 田尻蕪栗 | 下谷地中 | 九九一 | 同  | 同  | 六〇九               | 四一                     |
| 同    | 同    | 同    | 九九二 | 同  | 同  | 二七二               | 二二                     |
| 同    | 同    | 同    | 三四四 | 同  | 同  | 一、〇二四             | 一四                     |



|     |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |       |       |       |       |       |
|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 同   | 同     | 同   | 同   | 同   | 同   | 同   | 同   | 同   | 同   | 同   | 同   | 同   | 同   | 同    | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     |
| 同   | 同     | 同   | 同   | 同   | 同   | 同   | 同   | 同   | 同   | 同   | 同   | 同   | 同   | 同    | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     |
| 同   | 新泥目木  | 同   | 同   | 同   | 新大橋 | 同   | 同   | 同   | 同   | 新折居 | 同   | 同   | 同   | 新清水田 | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     |
| 三九  | 二八    | 一〇五 | 八三  | 二一  | 一七  | 一三六 | 四八  | 二〇  | 一六  | 六   | 七六  | 四二  | 一三  | 一〇一三 | 九九    | 九四    | 八五    | 七九    | 六五    |
| 同   | 同     | 同   | 同   | 同   | 同   | 同   | 同   | 同   | 同   | 同   | 同   | 同   | 同   | 同    | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     |
| 同   | 同     | 同   | 同   | 同   | 同   | 同   | 同   | 同   | 同   | 同   | 同   | 同   | 同   | 同    | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     |
| 八八二 | 一、〇一四 | 五〇九 | 五三二 | 四九八 | 四九八 | 九五七 | 五一一 | 五三二 | 五三二 | 五三二 | 八九五 | 九七一 | 七一〇 | 二七四  | 一、〇三一 | 一、〇三一 | 一、〇三一 | 一、〇三一 | 一、〇三一 |
| 一〇  | 二五    | 一三  | 五〇  | 三   | 一〇  | 三一  | 五   | 二八  | 二八  | 八   | 三〇  | 二八  | 一七  | 二六   | 一〇    | 九     | 一四    | 四四    | 一一    |

|     |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |     |     |      |     |     |       |       |       |     |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|------|-----|-----|-------|-------|-------|-----|
| 同   | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同   | 同   | 同    | 同   | 同   | 同     | 同     | 同     | 同   |
| 同   | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同   | 同   | 同    | 同   | 同   | 同     | 同     | 同     | 同   |
| 同   | 同     | 同     | 新鈴懸   | 同     | 同     | 同     | 同     | 新逢田   | 同     | 同     | 同   | 同   | 新道祖神 | 同   | 同   | 同     | 同     | 同     | 同   |
| 四六  | 四二    | 二二一   | 一〇一   | 一四四   | 七四    | 五五    | 四八    | 三四    | 一五八   | 一三一   | 七三一 | 三三一 | 二六   | 二〇二 | 一六八 | 一〇八   | 一〇〇   | 六〇    | 五九  |
| 同   | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同   | 同   | 同    | 同   | 同   | 同     | 同     | 同     | 同   |
| 同   | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同   | 同   | 同    | 同   | 同   | 同     | 同     | 同     | 同   |
| 九四七 | 一、〇三七 | 一、〇三一 | 一、〇三一 | 一、〇〇八 | 一、〇三一 | 一、〇三一 | 一、〇三一 | 一、〇三一 | 一、〇〇一 | 一、〇三一 | 九八四 | 九七三 | 六二五  | 六九〇 | 一三三 | 一、〇二一 | 一、〇三一 | 一、〇三一 | 九二〇 |
| 一五  | 五九    | 五     | 一七    | 一     | 四     | 一     | 二     | 一     | 九     | 五     | 六   | 三   | 九    | 六   | 三   | 二     | 四     | 九     | 七   |

|       |       |       |       |       |       |       |       |     |      |       |     |     |     |       |       |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|------|-------|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同   | 同    | 同     | 同   | 同   | 同   | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     |
| 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同   | 同    | 同     | 同   | 同   | 同   | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     |
| 同     | 同     | 同     | 鈴懸西   | 同     | 同     | 同     | 同     | 同   | 同    | 同     | 石原田 | 同   | 同   | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     |
| 八三    | 五四一   | 四五    | 四〇一   | 二二二   | 一六六   | 一二九   | 一一六一  | 一〇八 | 一〇二一 | 八一    | 六四  | 一三三 | 一二五 | 八二    | 七六    | 七二    | 七一    | 六九    | 五六    |
| 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同   | 同    | 同     | 同   | 同   | 同   | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     |
| 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同   | 同    | 同     | 同   | 同   | 同   | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     |
| 一、〇三一 | 九九六 | 六〇七  | 一、〇三一 | 四九五 | 七七〇 | 七七〇 | 一、〇三一 | 一、〇三一 | 一、〇三一 | 一、〇三一 | 一、〇三一 | 一、〇三一 |
| 二     | 二二    | 三     | 二     | 二二    | 七     | 一一    | 二〇    | 三   | 八    | 六     | 七   | 五   | 六四  | 四     | 一三    | 三     | 二一    | 一四    | 一三    |

|       |       |       |       |       |       |      |      |      |      |       |       |     |     |     |     |       |     |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-------|-------|
| 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同    | 同    | 同    | 同    | 同     | 同     | 同   | 同   | 同   | 同   | 同     | 同   | 同     | 同     |
| 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同    | 同    | 同    | 同    | 同     | 同     | 同   | 同   | 同   | 同   | 同     | 同   | 同     | 同     |
| 同     | 同     | 同     | 鈴懸東   | 同     | 同     | 同    | 同    | 同    | 同    | 同     | 同     | 同   | 同   | 同   | 同   | 同     | 鈴懸中 | 同     | 同     |
| 九四二   | 九二二   | 六八一   | 四五    | 二七九   | 二二二   | 二〇六一 | 二〇〇一 | 一九六一 | 一九二一 | 一五七   | 一三七   | 八九二 | 六四一 | 六一一 | 五九一 | 四三    | 一六  | 一〇四   | 八六    |
| 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同    | 同    | 同    | 同    | 同     | 同     | 同   | 同   | 同   | 同   | 同     | 同   | 同     | 同     |
| 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同    | 同    | 同    | 同    | 同     | 同     | 同   | 同   | 同   | 同   | 同     | 同   | 同     | 同     |
| 一、〇二四 | 一、〇二四 | 一、〇三一 | 一、〇三一 | 一、〇三一 | 一、〇三八 | 九〇五  | 九八三  | 九八三  | 九八一  | 一、〇〇八 | 一、〇〇八 | 九五七 | 六八九 | 一九二 | 四三七 | 一、〇三一 | 五二五 | 一、〇三一 | 一、〇三一 |
| 一     | 四     | 三     | 一     | 二     | 三九    | 一    | 一〇   | 四    | 八    | 五     | 一     | 六   | 四   | 二〇  | 九   | 二八    | 九   | 五     | 一     |

二 換地を定めない土地

|   |   |   |     |   |   |       |   |
|---|---|---|-----|---|---|-------|---|
| 同 | 同 | 同 | 一一三 | 同 | 同 | 一、〇二四 | 二 |
|---|---|---|-----|---|---|-------|---|

|      |    |     |      |     |     |                   |                      |
|------|----|-----|------|-----|-----|-------------------|----------------------|
| 市町村名 | 大字 | 字   | 地番   | 地目  | 用途  | 地積 m <sup>2</sup> | 不換地地積 m <sup>2</sup> |
| 涌谷町  | 小里 | 小豆田 | 一九一二 | 雑種地 | 雑種地 | 二四九               | 二四九                  |
| 同    | 同  | 鈴懸西 | 四一三  | 同   | 同   | 一三三               | 一三三                  |

○宮城県告示第五百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和六年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

日向地区

二 処分の年月日

令和六年八月二十八日

○宮城県告示第五百九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

令和六年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画、道路

2 名称 一・四・四号 松島幹線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

松島町 初原字日当、初原字黒ヶ沢、初原字金井神、初原字宮ノ入、初原字的場、初原字原、

初原字山下の各一部

利府町 赤沼字放森、赤沼字砂押、赤沼字脇ノ田の各一部

2 廃止する部分

松島町 初原字樋渡、初原字中田、初原字原、初原字山下の各一部

利府町 赤沼字砂押、赤沼字脇ノ田の各一部

○宮城県告示第五百九十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

多賀城市笠神五丁目十番三十四号

一般社団法人 地球の楽好

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容

東北歴史博物館の図録の販売に係る物品売払代金

三 指定年月日

令和六年四月一日

四 委託年月日

令和六年四月一日

五 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和六年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 薬局

|     |       |           |
|-----|-------|-----------|
| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|     |       |           |

|          |                  |          |
|----------|------------------|----------|
| なの花薬局    | 加美郡加美町字裏三四三ー一    | 令和六年八月一日 |
| さずな薬局とよま | 登米市登米町寺池桜小路九九ー一〇 | 令和六年八月一日 |

二 訪問看護事業者等

|              |              |           |
|--------------|--------------|-----------|
| 名 称          | 所 在 地        | 指 定 年 月 日 |
| 訪問看護ステーション金上 | 角田市角田字中島上一八三 | 令和六年八月一日  |

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和六年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 薬局

|                       |               |           |
|-----------------------|---------------|-----------|
| 名 称                   | 所 在 地         | 辞 退 年 月 日 |
| なの花薬局                 | 加美郡加美町字西町二四番一 | 令和六年六月三十日 |
| 調剤薬局ツルハドラッグ<br>名取手倉田店 | 名取市手倉田諏訪五六八   | 令和六年七月十五日 |
| ななほし薬局                | 栗原市若柳字川北中町一八  | 令和六年四月三十日 |

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和六年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び納入予定数量

- (一) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準粒径、十トン車以下、宮城県北部土木事務所栗原地域事務所管内分）（単価契約） 九百四十九トン

- (二) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、平均粒径三ミリメートル、四トンユニット車以下、宮城県北部土木事務所栗原地域事務所管内分）（単価契約） 二十九トン
- (三) 凍結防止剤（液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県北部土木事務所栗原地域事務所管内分）（単価契約） 四十三キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 契約締結の日から令和七年三月三十一日まで

4 納入場所 宮城県北部土木事務所栗原地域事務所管内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県の入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一 二一一一三三三五）へ令和六年九月二十四日（火）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システム（以下「システム」という。）の利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。  
書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒九八七一二二五一 栗原市築館藤木五番一号  
宮城県北部土木事務所栗原地域事務所総務班（担当 千葉 俊秀 電話〇二二八一二二一二一六七）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和六年九月十七日（火）午後五時まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、令和六年九月二十四日（火）午前九時から令和六年十月八日（火）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、令和六年十月八日（火）午後五時までに必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合  
入札期間 令和六年十月二十一日（月）午前九時から令和六年十月二十二日（火）午後五時  
まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和六年十月二十二日（火）午後五時まで  
ロ 場所 2に同じ。

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札の場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所 開札の日は令和六年十月二十三日（水）とし、開札の時刻及び場所は一

の1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

- (一) 一の(一)の購入物品 午前十時 宮城県栗原合同庁舎三階入札室
  - (二) 一の(二)の購入物品 午前十時三十分 宮城県栗原合同庁舎三階入札室
  - (三) 一の(三)の購入物品 午前十一時 宮城県栗原合同庁舎三階入札室
- 四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者
- 五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条の規定による。

- 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。
- 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法

- (一) 入札金額は一の(一)及び一の(二)の購入物品にあつては一キログラム当たりの単価を、一の(三)の購入物品にあつては一リットル当たりの単価を一銭単位で記載すること。
- (二) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (三) 消費税及び地方消費税の相当額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)は、代金請求時に加算するものとする。

- 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

- 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

- 9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of the Items to be Purchased : antifreeze (Unit-price contract)
- 2 Period of Supply : From starting date of contract to March 31, 2025.
- 3 Place of Delivery : Within Northern civil engineering office Kurihara Regional Office areas of

jurisdiction.

- 4 Deadline for Bid : October 22, 2024 (Tue), 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Person : Toshhide Chiba, General Affairs Group, Northern civil engineering office Kurihara Regional Office, Civil engineering section, Miyagi Prefectural Government, 5-1 Fujiki, Tukidate, Kurihara, Miyagi, 987-2251 Japan. Tel.: 0228-22-2167
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only